

## 「快適な市民生活の確保に関する条例の一部改正(案)」に対するパブリックコメントの結果及び市の考え方について

平成28年12月26日（月）から平成29年2月3日（金）にかけて実施した意見提出手続（パブリックコメント）について、8名から38件のご意見をいただきました。ご意見の概要とそれに対する市の考え方を公表します。

### ■意見提出者 8名

<内訳>

- ①性別 男：8名、女：0名
- ②年代 60歳代：3名、70歳代：5名
- ③居住地域 本庁地区：1名、塩瀬地区：7名
- ④提出方法 郵送：3通、メール：3通、ファックス：2通

### ■意見件数

<意見項目別>

意見項目	件数
(1) 太陽光発電設備の「設置等の届出」について	6
(2) 太陽光発電設備の設置にかかる「計画の公表」について	6
(3) 太陽光発電設備の「設置の制限」について	9
(4) 太陽光発電設備の「届出者への指導」と「立入調査」について	8
(5) 太陽光発電設備（既存設備）への対応について	6
(6) その他の意見	3
合 計	38

<回答分類別>

回答分類	内 容	件 数
①改正案に記載済	意見が既に条例改正内容等に盛り込まれているもの。	6
②意見を反映	意見を反映し、条例改正内容を修正するもの。	3
③今後の参考・検討	条例改正内容を修正はしないが、今後の参考とするもの。 検討していくもの。	28
④対応が困難	対応が困難なもの、市の考え方と方向性が合致しないもの。	1
	合 計	38

# 「快適な市民生活の確保に関する条例の一部改正(案)」に対するパブリックコメントの結果及び市の考え方について

※回答分類 「①改正案に記載済 ②意見を反映③今後の参考・検討 ④対応が困難」

意見番号	ご意見の概要	件数	市の考え方	関係条番号	分類番号
<b>1. 太陽光発電設備の「設置等の届出」について</b>					
1	事業区域面積が300㎡又は、出力10kW以上となる設備として下さい。	3	改正条例内容は、300㎡以上の太陽光発電設備を届出対象としています。出力については、事業採算がとれるものとして考えられる規模がおおよそ出力50kW以上のものとなり、その面積は300㎡を超えるものであることから、「300㎡以上」としております。	第17条 関係	①
2	提出書類は、1. 位置図、2. 土地利用計画図、3. 土地造成計画図、4. 流量計算図、5. 排水設備構造図、6. 建築物設計図、7. 地籍図、8. 公共施設との土地境界確認書の写し、9. 排水に係る放流承諾書、10. 反射光影響予測図、11. 工事施工方法書、12. 土砂災害警戒区域との位置関係図、13. 保安林との位置関係図、14. 活動崩落危険地域との位置関係として下さい。	3	届出の際の提出書類については、いただいた意見を参考にし、「快適な市民生活の確保に関する条例施行規則」で詳細を定めます。		③
<b>2. 太陽光発電設備の設置にかかる「計画の公表」について</b>					
3	地域住民との協議および同意を市への届入れ前に行うことを義務づけて下さい。	3	届出についての説明を事業者に行う中で、住民との協議等に関する指導を行います。	第18条 関係	③
4	標識の義務は計画時及び完成稼動後も表示するとして下さい。	3	発電設備の完成稼動後については、平成29年4月から改正施行される「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」(以下「改正FIT法」という。)およびその施行規則にて標識等看板の設置が義務付けられています。市が改正する条例においては、標識設置等による公表を設備設置前に求める内容になっており、両制度の適用により、計画時及び稼動後も標識の設置義務が課されることとなります。		①
<b>3. 太陽光発電設備の「設置の制限」について</b>					
5	30日経過後を60日経過後に変更して下さい。	3	太陽光発電設備の設置に関しては、パネルの反射光等、設備設置による周辺の影響が広範囲に渡ることが予想されることから、今後制定される県条例との整合を図り、 <b>60日経過後に変更</b> いたします。	第19条 関係	②
6	抑制区域を設けて下さい。 →下記の(1)～(6)に関し、規則で定めて事業を行わないよう求める区域を指定してほしい。 (1)自然災害の発生が危惧される場所であること。(土砂災害警戒区域に指定されている場所、および土砂災害警戒区域の指定された境界から山間部に対し距離100m以内、および山間部で保安林との距離を50m以内)、活動崩落危険地域の上流の設置は浸透水の増加による崩落災害の危険性が増加するので、設置を制限する。 (2)特色ある景観が広く親しまれていて、それを破壊する恐れがある。 (3)保全すべき市街地景観が保たれていること。(住宅地から50m以上遠であること又傾斜地に隣接して設置される場合は、傾斜地の角度により、この距離を伸ばすことを指導する)設置後の景観が居住地の資産価値を低下させると思われる、開発は認めない。 (4)動物の生態系を壊すと懸念される場所 (5)規制値以下の小規模装置が隣接して設置される場合は個々としてではなく、地域の合計面積又は合計出力で規制の対象とする。 (6)その他市長が必要と認める事由	3	本条例は太陽光発電設備を排除するものではなく、快適な市民生活を確保するため、事業者の責務等を定めるもので、設置禁止区域の設定等は適切でないと考えますが、条例の改正とともに、太陽光発電設備設置にかかるガイドラインを作成して啓発を行うことにより、防災面や景観等への配慮を求めています。		③

# 「快適な市民生活の確保に関する条例の一部改正(案)」に対するパブリックコメントの結果及び市の考え方について

※回答分類「①改正案に記載済 ②意見を反映③今後の参考・検討 ④対応が困難」

意見番号	ご意見の概要	件数	市の考え方	関係条番号	分類番号
<b>3. 太陽光発電設備の「設置の制限」について</b>					
7	土砂崩れ危険区域の工事を禁止すること。土砂崩れ危険区域は、今後発生する東南海地震に対応できる保障はない。また、樹木伐採による保水能力の低下によるゲリラ豪雨、崖崩れ等、想定外の災害についても対応できない。	2	本条例は太陽光発電設備を排除するものではなく、快適な市民生活を確保するため、事業者の責務等を定めるもので、設置禁止区域の設定等は適切でないと考えますが、条例の改正とともに、太陽光発電設備設置にかかるガイドラインを作成して啓発を行うことにより、防災面や景観等への配慮を求めています。	第19条 関係	③
8	住宅地に隣接して300m以内、保安林に隣接する100m以内の区域には太陽光発電設備を設置してはならない。	1			③
<b>4. 太陽光発電設備の「届出者への指導」と「立入調査」について</b>					
9	維持管理および撤去・廃棄関係条項を追加してください。  (維持管理) 事業地の管理について、計画どおりに排水が行われているか、景観、環境設備その他の項目について実施した内容について随時確認、支障が生じている場合に必要対策を講じる。  (撤去・廃棄関係) 事業終了後に大量の廃棄物の発生や不法投棄が行われないう、処理費用を建設時に供託金として徴収する。廃棄物処理法・建設リサイクル法に基づき処理するよう指導する。	5	平成29年4月から改正施行される「改正FIT法」では、新認定の基準として、「発電設備を適切に保守点検及び維持管理するために必要な体制を整備し実施するもの」、「発電設備を廃止する際の発電設備の取り扱いに関する計画が適切であること」の条件を掲げています。従って太陽光発電事業認定の際には、適正な維持管理・廃棄に関して、「改正FIT法」の基準を満たす必要があります。市は、改正条例の規定に基づき、立入調査等を実施する中で不適正なものがあれば、指導等を行うとともに、国へ報告を行い、改正FIT法の運用においても指導・助言及び改善命令等がなされるよう図ってまいります。	第20条 ・ 第23条 関係	③
10	届出者の義務・指導・助言・勧告・指示・立ち入り調査で、明らかに悪影響のある設置を止めることができるのか、環境影響評価などのような提出も必要では。	1			③
11	発電パネルの設置後、パネルの所有者が変わる時や発電事業の休廃止の時、その他清掃等の時には関係諸機関への報告の義務づけを行ってほしい。	1			③
12	違法行為に対して指導・勧告・緒言・指示が出来るかとありますが、悠長な事をしていないで、見つけ次第に直ちに対応が可能な内容に厳しくする必要がありませんか。	1			③
<b>5. 太陽光発電設備(既存設備)への対応について</b>					
13	既存設備に対する規制を本条例にて実施してください。特に土砂災害警戒地区に設置された設備は撤去の指導をお願いします。	4	既に設置された設備については、平成29年4月から改正施行される「改正FIT法」及びその施行規則での定めに沿い、平成29年4月～9月までの間に再度、法改正後の設置と同様の届を提出し、事業認定を受ける必要があります。市としては、既存の発電設備の現状について、国に報告を行うとともに、事業計画の認定の際の配慮を求めています。		③
14	既存小規模ソーラーの規制をして欲しい。また、災害発生により既存の小規模ソーラーが損傷した場合の復帰・廃棄工事、将来ソーラーパネルの寿命により廃棄に必要な費用積み立て制度を確立して欲しい。	2			③

## 「快適な市民生活の確保に関する条例の一部改正(案)」に対するパブリックコメントの結果及び市の考え方について

※回答分類「①改正案に記載済 ②意見を反映③今後の参考・検討 ④対応が困難」

意見番号	ご意見の概要	件数	市の考え方	関係条番号	分類番号
6. その他の意見					
15	住宅環境悪化防止(業者は営利目的、住宅近辺の環境破壊には無関心)。再生可能エネルギー導入には賛成ですが、山林地域の場合、生活環境(緑化地帯 破壊・反射光の影響等)の悪化を阻止して生活環境を守りたい。	1	条例改正により、一定規模以上の太陽光発電設備について届出制度を設けることで快適な市民生活が確保できるよう努めます。また、太陽光発電設備設置にかかるガイドラインを作成して啓発を行うことにより、生活環境への配慮がなされるよう図ってまいります。		③
16	太陽光発電設備の不条理な開発で「生命や身体に著しい危害が生じる」と確信している住民の意見です。条例で我々の命を守ってください。お願いします。	1			③
17	花の峯が山間部メガソーラー設置の見本となって、六甲山系及び日本各地に波及することを阻止する。	1			太陽光発電設備の設置に関しては、地域の実状に応じた不安に対応できるよう、条例の改正とともに設置の基準を示すガイドラインを作成し、啓発を行います。